

2023年1月23日

一般社団法人日本ペインクリニック学会
会員 各位

一般社団法人日本ペインクリニック学会
総務委員会
委員長 金井 昭文

支部運営委員の定数に関する規則改正について

平素より、本会の運営にご協力賜りありがとうございます。

日本ペインクリニック学会では、2022年7月開催の第56回学術集会評議員会において、支部運営委員の定数に関する規則（一般社団法人日本ペインクリニック学会支部細則第7条）の改正が承認されました。こちらに則ってご選出くださいますようお願いいたします。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

<改正前>

第7条 支部に次の各号に掲げる支部運営委員を置くことができる。

- 1 支部長
- 2 支部運営委員
 - (1) 支部運営委員の定数は、各支部の会員数の5%または30名以内とする。
 - (2) 支部運営委員は、支部長が推薦し、支部運営委員会の協議を経て、この法人の代表理事が選任する。

<改正後>（下線改正箇所）

第7条 支部に次の各号に掲げる支部運営委員を置くことができる。

- 1 支部長
- 2 支部運営委員
 - (1) 支部運営委員は、評議員、特任評議員、理事会で認められた役員（監事含む）とする。
 - (2) 支部運営委員の定数は、前項（1）の者とする。ただし、各支部の会員数の5%または30名以内を超えなければ、前項（1）以外の者も就任できるものとする。
 - (3) 支部運営委員は、支部長が推薦し、支部運営委員会の協議を経て、この法人の代表理事が選任する。

以 上